

別表 1 適用範囲（事業の対象）

区分		助成対象経費	助成率	備考
就業開始初期支援	生産資材購入支援	生産資材（ほだ木）の購入に要する経費 【支援対象の要件】 ①原木しいたけ生産塾を修了することが見込まれる者 ②しいたけ生産に参入して3年未満又は事業実施年度に参入予定の者（親元就農の場合は、就農した日（就農した日については青色専従者となった日又はその他確認できる資料で確認する）から3年未満であること） ③70才未満の者 ④年間1万5,000駒以上の種駒を植菌する者（親元就農の場合は、前年度分＋1万5,000駒の植菌を行うこと） ⑤生産者1人当たりの助成限度額は15万円とする。	定額 （応募者多数の場合、充当率を乗じて定める。）	・ほだ木1本当たりの単価は260円とする。 ・ほだ木本数は、種駒購入量から、1本あたり25駒植菌したものと算出する。 ・種駒は申込結果通知日以降に購入したものであること。
	安全装備等購入支援	安全装備等の購入に係る経費 【支援対象の要件】 ①原木しいたけ生産塾を修了することが見込まれる者 ②しいたけ生産に参入して3年未満又は事業実施年度に参入予定の者（親元就農の場合は、就農した日（就農した日については青色専従者となった日又はその他確認できる資料で確認する）から3年未満であること） ③70才未満の者 ④年間1万5,000駒以上の種駒を植菌する者（親元就農の場合は、前年度分＋1万5,000駒の植菌を行うこと）	経費の1/2以内	・購入対象品の基準は別紙2のとおりとする。 ・生産者1人当たり、各項目の品は1品までとする ・装備は申込結果通知日以降に購入したものであること。

		こと ⑤生産者 1 人当たりの助成限度額は 8 万円とする。		
原木しいたけ 生産技術等支援	原木しいたけ生産の生産性向上、流通の効率化、又は 販路拡大に資する取組に要する経費 【支援対象の要件】 ①70 才未満の者 ②年間 1 万 5,000 駒以上の種駒を植菌する者 ③生産者 1 人当たりの助成限度額は 10 万円とする。	経費の 1 / 2 以内	・助成対象経費は、別紙 3 のとおりとする。 ・取組は、申込結果通知日以降に実施したものであること。 ・例年行っている取組は対象外とする。	